

特別養護老人ホーム ジュネス

一介護老人福祉施設サービス【重要事項説明書】

＜ 令和 8年4月 1日 現在 ＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 06-6325-3336 (9時30分～17時30分まで)

担当 [生活相談員 矢野裕介・松下允美]

＊ 不明な点は、お気軽におたずねください。

2. 施設の目的と運営方針

(1) 施設の目的

施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(2) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努め、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3. 特別養護老人ホーム ジュネス の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム ジュネス
所在地	大阪市東淀川区東淡路1丁目4番49号
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (大阪府2773000407号)

(2) 同施設の職員配置状況および勤務体制

主な職員の配置状況

職種	指定基準	常勤	非常勤	計
管理者(施設長)	1 名	1 名	名	1 名
介護職員	37 名	37 名	11 名	48 名
生活相談員	1.2 名	2 名	名	2 名
看護職員	3 名	4 名	0 名	4 名
機能訓練指導員(PT等)	1.2 名	1.2 名	名	1.2 名
介護支援専門員(常勤有資格者)	1.2 名	3 名	名	3 名
管理栄養士	1 名	2 名	名	2 名
医師	1 名	名	2 名	2 名

主な職員の勤務体制と職務内容

職種	勤務体制	職務内容
管理者・施設長	9:00～18:00	施設の業務を統括する。
介護職員	早出 7:00～16:00 6名	利用者の日常生活の介護、相談及び援助を行います。
	日勤 9:00～18:00 2名	
	遅出1 12:00～21:00 5名	
	遅出2 13:00～22:00 4名	
	夜勤 21:45～7:45 5名	
生活相談員	9:00～18:00 2名	日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います
看護職員	日勤 9:00～18:00 2名	利用者の看護、保健衛生の業務を行います。
	遅出 11:00～20:00 1名	
機能訓練指導員	9:00～18:00 1名	利用者の機能回復・維持に必要な訓練及び指導を行います。
介護支援専門員	9:00～18:00 1名	利用者の介護支援を行います。
管理栄養士	9:00～18:00 1名	給食管理・利用者の栄養指導を行います。
医師(内科)	火10:00～17:00 水金10:00～13:00 1名 月10:00～13:00 水(第1・3・5)14:00～17:00 木10:00～17:00 1名	利用者の診療及び保健衛生の管理指導を行います。
医師(精神科)	第2・4水 14:00～16:00 1名	
医師(整形外科)	月(第1・3・5) 14:00～17:00 1名	

※ 土・日・休日は上記とは異なります。

(3) 同施設の設備の概要

鉄筋コンクリート造5階建ての3階・4階のフロアーが特別養護老人ホームジュネスです。

定 員		施設入所 104 人	短期入所 16 人
居室	4人部屋	23 室	※ 多床室
	3人部屋	2 室	
	2人部屋	2 室	
	個室	18 室	※ 従来型個室
静養室		2 室	
浴室		チェアイン式浴槽	1
		順送式機械浴槽	1
		一般浴槽	2
食堂		3階、4階に各	1 室
機能訓練室			1 室
診療所			1 室

4. サービスの内容

(1) 介護保険の給付対象となるもの(居住費、食費を除く)

※ 原則として1割の自己負担が発生します。

(収入の状況によっては2割・3割負担になる場合もあります)

【居室】 基本的には定員4名の居室になります。

【食事】 朝食 7:30～ 9:00

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

原則、各階の食堂にておとりいただきます。

【入浴】 週に2回程度入浴していただけます。

身体の状態に応じて、一般浴槽、機械式浴槽をご利用いただけます。

【介護】 施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、

体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い

【機能訓練】 機能訓練室等にて機能訓練を行います。

【生活相談】

介護支援専門員やケアスタッフに、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

【健康管理】

年間2回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

また、月曜～金曜まで診療所にて診察や健康相談を受けることが出来ます。

内科、精神科、整形外科、歯科の診療科目があります。

(2) 介護保険からの給付対象外のもの

【理美容サービス】

月に2回理容サービスを実施しております。

※ 料金は実費となります。

【貴重品の管理】

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下のとおりです。

① 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

② お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

③ 保管管理者：施設長

④ 出納方法：手続の概要は以下のとおりです。

i 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

ii 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

iii 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

※ 料金は別途かかります。（1000円/月）

【レクリエーション】

当施設では、季節に応じた行事・レクリエーションを行います。

行事によっては別途参加費がかかるものがあります。

【特別な食事の提供】

厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事(別途消費税要)の提供を行います。料金は別途実費がかかります。

【その他】

各種のご要望にできる限り対応できるようにいたします。
その際に必要な実費を徴収することがあります。

5. 利用料金

【 ジュネス利用料金一覧表 】をご覧ください。

- ＊ 入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとします。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該利用者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収します。

(1) 基本料金の減免措置

所得に応じた減免措置、自己負担に関する制度等が各種あります。
詳しくは介護支援専門員か生活相談員にお尋ねください。

(2) その他の費用

その他の費用として(食費・居住費等)介護保険給付対象外の費用もあります。

(3) 支払方法

利用料金はジュネス利用料金一覧表をもとに計算された、月ごとの合計額をお支払いいただきます。

※当該月の請求を翌月15日までに通知し、22日までに(預金口座振替で)お支払いいただきます。

6. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

大阪市の入所選考指針に基づき居室に空きがあれば入所していただけます。
入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

① ご契約者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご契約者が他の介護保険施設に入所された場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援、要介護1、2と認定された場合。

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・ ご契約者が亡くなられた場合。

③ その他

- ・ ご契約者が、サービス利用料金の支払を3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご契約者やご家族又は後見人などが当施設や当施設の従業者に対して禁止行為を繰り返すなど本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

※禁止行為

ア) 事業所の職員に対して暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為

イ) カスタマーハラスメント・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントに該当する行為

- ・ ご契約者が連続して3ヵ月間を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合があります。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・ ご契約者の心身の状態が施設での生活に耐えられないか、施設の提供できる範囲のサービスでの生活が困難になった場合は、退所していただく場合があります。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

7. 居室変更

ご契約者の心身の状況により、または3ヵ月以内の診療所病院等への入院後の帰所の場合、居室を変更することも有ります。

8. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 時間制限はありません。ただし、他の利用者の睡眠等の妨げにならないようお願いいたします。
- ・外出、外泊 前日までに事務所にお知らせください。
- ・飲酒、喫煙 飲酒は医師、看護職員とご相談ください。
喫煙は全館禁煙です。ご遠慮ください。
- ・所持品の持ち込み 保管場所が限られております。日常生活に必要なものだけに限定してください。
高額な貴重品等は持参しないようにしてください。
なお、電気毛布・電気あんか等は低温やけどの恐れがあるため、施設では使用しません。
持ち込みもご遠慮ください。また、火災防止のため、電気ストーブは使用しません。持ち込みもご遠慮ください。
- ・宗教活動 信仰はご自由です。ただし他の利用者、職員等への活動はご遠慮ください。
- ・ペット 施設内でのペットの飼育はご遠慮ください。
- ・設備・器具の利用 施設内においてその本来の用途に従って利用して下さい。
※故意または不注意により、施設設備・器具等を壊したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 大阪自彊館			
代表者役職・氏名	理事長 川端 均			
本部所在地	大阪市西成区天下茶屋1-3-17			
電話番号	06-6659-8181(代表)			
施設・拠点等	特別養護老人ホーム	1カ所	居宅介護支援事業者	2カ所
	短期入所生活介護	1カ所	障害者支援施設	2カ所
	通所介護	2カ所	訪問介護	2カ所
	在宅介護支援センター	1カ所	地域包括支援センター	1カ所
	救護施設	7カ所		

10. 緊急時及び事故時の対応方法

(1) 緊急時

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

(2) 事故発生時

利用者に対して行う指定介護老人福祉施設サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った指定介護老人福祉施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(3) 協力医療機関

医誠会国際総合病院(内科、外科、整形外科、脳外科等)
大阪府大阪市北区南扇町4-14 電話0570-099166

(4) 協力歯科医療機関

淡路CO-OP歯科診療所
大阪市東淀川区淡路4-34-17 電話06-6320-4178
医療法人 いつき会 よしみファミリー歯科・矯正歯科
大阪市都島区友渚町2-12-21 TEL06-6925-0418

11. 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

（相談、要望、苦情等の窓口）

電話番号 06-6325-3336

受付時間 9時半～17時半（土・日・祝を除く）

（1）苦情解決責任者：

施設長【上田みゆき】

（2）苦情受付担当者：

生活相談員【矢野裕介・松下允美】・介護支援専門員【青山典弘】

（3）第三者委員

【谷合みどり】

【松原喜之】

第三者委員は月に1回、施設を訪問して苦情相談を受け付けます。

訪問日は施設に掲示しています。訪問日以外での苦情相談は施設までお問い合わせください。

☆東淀川区の窓口

東淀川区保健福祉センター地域保険福祉課介護保険係

所 在 地 大阪市東淀川区豊新2-1-4

電話番号 06-4809-9859

受付時間 9:00～17:30（土・日・祝日を除く）

東淀川区以外の窓口



☆公的団体の窓口☆

福祉サービス苦情解決委員会(大阪府社会福祉協議会運営適正委員会)

所在地 大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター1階

電話番号 06-6191-3130

受付時間 10:00～16:00(土・日・祝日を除く)

大阪府国民健康保険団体連合会介護保険室

所在地 大阪府中央区常盤町1-3-8

電話番号 06-6949-5418

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

大阪市福祉局高施者策部介護保険課(指定・指導グループ)

所在地 大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331

船場センタービル7号館3階

電話番号 06-6241-6310

受付時間 9:00～17:30(土・日・祝日を除く)

(福祉サービスの第三者評価の実施状況)

評価決定年月日:令和7年2月7日(令和6年度)

実施した評価機関の名称:NPO法人ニッポン・アクティブ・クラブ

開示状況:独立行政法人医療福祉機構が運営するWAM NETに掲載

12.非常災害時の対策

(1)災害時の対応

別途定める「メゾン リベルテ消防計画」にのっとり対応を行います。

(2)平常時の訓練

別途定める「メゾン リベルテ消防計画」に基づき防災訓練計画を定め、計画に従って利用者、職員を対象に夜間及び昼間を想定した防災訓練を毎月1回実施します。

(3)防災設備等

別途定める「メゾン リベルテ消防計画」に基づく建物及び設備概要に従う
(消火器・屋内消火栓・スプリンクラー・避難施設・自動火災報知設備・非常
警報設備・誘導灯等)設備を備えます。

消防設備の保守点検を実施し、1年に1回消防署長に報告いたします。

13.その他留意事項

(高齢者虐待防止について)

施設は、利用者等の人権擁護j、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)研修等を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2)個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3)従事者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、
従事者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(身体的拘束等原則禁止について)

施設は、サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命
又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他
利用者の行動を制限する行為を行いません。

緊急やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

- (1)身体拘束廃止委員会を設置します。
- (2)「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束にかかる態様
及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
を記録します。
- (3)利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討します。

(秘密保持と個人情報の保護)

事業者及び事業者の使用する者(以下「従事者」という。)はサービス提供をする上
で知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続
します。事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議
等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報に

についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

(居室名札標示について)

基本は居室外に名札標示をいたします。個人情報の関連で標示を希望されない場合にはいつでも申し出ください。取り外しいたします。

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

<役職>

<氏名>

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者

<住所>

<氏名>

(代理人)

<住所>

<氏名> (続柄)

(身元引受人)

<住所>

<氏名> (続柄)

【 緊急時の連絡先 】

記入日 年 月 日

利用者氏名	
-------	--

身元引受人	氏 名		続柄	
	住 所	〒		
	電話番号			
	備考			

緊急連絡先 1	氏 名		続柄	
	住 所	〒		
	電話番号			
	備考			

緊急連絡先 2	氏 名		続柄	
	住 所	〒		
	電話番号			
	備考			

緊急連絡先 3	氏 名		続柄	
	住 所	〒		
	電話番号			
	備考			